

つながり新聞

平成30年12月号

NEWS

配偶者特別控除 改正点と控除金額

平成30年の所得税から、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されました。改正により、38万円の控除を受けられる妻の年収の上限が103万円から、150万円に拡充されました。これまでは、配偶者控除に夫の年収要件はありませんでしたが、改正後は夫の年収に要件が追加され、合計所得金額900万円(年収1,120万円)から段階的に控除の金額が減少し、合計所得金額1,000万円(年収1,220万円)で配偶者(特別)控除が受けられなくなります。

配偶者控除および配偶者特別控除の控除額と改正ポイント



	配偶者控除	配偶者特別控除	
	年収103万円	年収103万円超 150万円以下	年収150万円超 201万6千円未満
年収1,120万円 (所得900万円)	38万円	38万円	3~36万円
年収1,170万円 (所得950万円)	26万円	26万円	2~24万円
年収1,220万円 (所得1,000万円)	13万円	13万円	1~12万円

★合計所得額が1,000万円を超える場合は、配偶者(特別)控除が適用されません。

Tax Info

スマホで確定申告

平成31年1月からスマートフォンを利用した確定申告、「スマホ申告」ができるようになります。これは、スマホから確定申告書のデータを電子申告で送信することです。その際にマイナンバーカードが必要になります。サラリーマンの副業増加などにより個人で確定申告する人が増えている現状を踏まえ、利便性の向上が期待されます。詳しい手順は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

＜発行元＞
いちかわ税理士事務所
平塚市東真土3-3-5
電話 0463-54-5366
FAX 0463-71-5313
http://0463545366.com/

今月は音楽会

2018年12月7日
ドキドキの音楽発表会♪

Teamいちかわ♪

普段なかなか会えない方との懇親会はいいですね♪

Topics

平成最後の年賀はがき

皆さんは年賀状、毎年出していますか？新年の挨拶をする手段として最も重視しているものを調査したところ、年賀状を出すこと答えた人は約4割。携帯電話の普及とともに、メールやラインなどのメッセージアプリが約3割、次いで対面での挨拶、電話や電報という結果となっています。来年5月から元号が改まることから、今回が平成最後の年賀状になりますが、平成で最低の発行枚数になるかもしれません。



クリスマスイルミネーション2018

今年も寒くなりイルミネーションが美しく輝く季節に近づいてきました♪クリスマスやニューイヤーなど華やかな季節を彩るイルミネーション。場所によっては、打ち上げ花火やコンサートなどの多彩なイベントも開催されています。ぜひ暖かくしてきらめく夜を楽しみましょう♪



12月の主な税務

- 給与所得者の年末調整
- 給与所得者の保険料控除申告書・住宅取得控除申告書等の提出
- 固定資産税の第3期分の納付
- 11月分源泉所得税の納付
- 10月決算法人の確定申告
- 4月決算法人の中間申告、など



HPでは税務に関する情報や、事務所の活動・日常のレポートを掲載しております。<http://0463545366.com/>

今月の<気になる!>

2019年1月から日本を出国する際に「国際観光旅客税」という、新たな税金が導入されます。航空機や船舶のチケットが発券される際に代金に1,000円上乗せして徴収されます。



心付けとチップ

「おもてなし」の返礼、「心付け」や「チップ」。すなわち感謝の意ですね。日本の所得税では、「直接個人が懐に入れる金銭」は、雑所得として申告対象です。ただし、年間20万円以下については申告不要。一方、チップを渡すほうは、過度でない適正金額を経費として交際費(消費税非課税)とする事ができます。また、心付けやお礼品などおおよそ1万円程とされています。☆次回は交通費と通勤手当です。

せいぎん 豆知識